



平成25年3月15日  
内閣府（防災担当）

## 「平成二十四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」等について

平成24年等に発生した豪雨や台風等による災害を局地激甚災害として指定する政令の制定、東京都三宅村における火山災害の災害期間を延長する政令の改正及び、東日本大震災による激甚災害の特例措置のうち中小企業信用保険法の措置の適用期間を延長する政令の改正について、3月12日（火）に閣議決定され、本日公布・施行されました。

### 1 政令の概要

#### (1) 平成二十四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

「激<sup>じん</sup>甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、平成24年等に発生した災害について、指定基準に照らし、局地激甚災害の指定と、これに適用すべき措置の指定を行います（別紙参照）。

○適用すべき措置ごとの災害数と市町村数

- ①公共土木施設災害復旧事業等に関する措置（法第3条、第4条）  
4災害 延べ22市町村 査定事業費計78億円
- ②農地等の災害復旧事業等に関する措置（法第5条）  
7災害 延べ24市町村 査定事業費計26億円
- ③小災害債に関する措置（法第24条）  
9災害 延べ43市町村

#### (2) 平成十二年から平成二十三年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

東京都三宅村の火山災害については、平成12年に噴火が始まり、平成15年3月に局地激甚災害に指定したところですが、災害が継続しているため、毎年、災害期間を1年ずつ延長してきています。

平成24年においても災害が継続していることから、災害期間を更に1年間延長するよう政令を改正します。

#### (3) 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

東日本大震災により被害を受けた中小企業者に関する特別の助成として講じている、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置（法第12条）について、被災中

小企業等による復旧・復興のための資金需要が引き続き十分に見込まれることから、適用期間を1年間延長し、平成26年3月31日までとするよう政令を改正します。

## 2 適用すべき措置の概要

### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第3条、第4条）

道路、河川等の公共土木施設、社会福祉施設、公立学校施設等の災害復旧事業等について、国庫補助率の嵩上げを行います。

(過去5か年の補助率嵩上げ実績 69%→83%)

### (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、国庫補助率の嵩上げを行います。

(過去5か年の補助率嵩上げ実績 83%→92%)

### (3) 森林災害復旧事業に対する補助（法第11条の2）

都道府県、市町村、森林組合等が行う被害木の伐採・搬出、造林等の森林災害復旧事業について、国が事業費の1/2を補助します。

(※東京都三宅村の火山災害のみに適用)

### (4) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（法第12条）

被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引き上げ及び保険料率の引き下げを行います。

(※東日本大震災のみに適用)

### (5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条）

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業で、小規模なものの復旧事業費に充てる地方債に係る元利償還金について基準財政需要額に算入します。

## 3 スケジュール

- ・ 3月12日（火） 閣 議 決 定
- ・ 3月15日（金） 公 布・施 行

## 平成24年等局地激甚災害別の適用措置及び対象区域

局地激甚災害	適用措置			対象地区				
	3,4条	5条	24条	都道府県名	郡名	(ふりがな)	市町村名	(ふりがな)
平成23年3月12日から平成24年6月29日までの間の地滑りによる災害		○	○	長野県	下水内郡	しもみのちぐん	栄村	さかえむら
平成23年9月1日から平成24年10月15日までの間の地滑りによる災害		○	○	和歌山県	東牟婁郡	ひがしむろぐん	那智勝浦町	なちかつうらちょう
平成23年9月1日から平成24年11月1日までの間の地滑りによる災害		○	○	三重県	多気郡	たきぐん	大台町	おおだいちょう
平成23年12月15日から平成24年3月31日までの間の低温による災害	○		○	青森県	三戸郡	さんのへぐん	三戸町	さんのへまち
	○		○	岩手県			八幡平市	はちまんたいし
	○		○	岩手県	岩手郡	いわてぐん	葛巻町	くずまきまち
	○		○	岩手県	下閉伊郡	しもへいぐん	岩泉町	いわいずみちょう
	○		○	岩手県	二戸郡	にのへぐん	一戸町	いちのへまち
	○		○	宮城県	刈田郡	かったぐん	蔵王町	ざおうまち
	○		○	宮城県	刈田郡	かったぐん	七ヶ宿町	しちかしゆくまち
	○		○	宮城県	伊具郡	いぐぐん	丸森町	まるもりまち
	○		○	山形県	最上郡	もがみぐん	金山町	かねやままち
	○		○	山形県	最上郡	もがみぐん	真室川町	まむろがわまち
	○		○	山形県	最上郡	もがみぐん	大蔵村	おおくらむら
	○		○	山形県	最上郡	もがみぐん	鮭川村	さけがわむら
	○		○	福島県	大沼郡	おおぬまぐん	会津美里町	あいづみさとまち
	平成24年8月13日及び同月14日の豪雨による災害		○	○	京都府			宇治市
		○	○	京都府	綴喜郡	つづきぐん	宇治田原町	うじたわらちょう
		○	○	奈良県			生駒市	いこまし
平成24年8月17日から11月27日までの間の地滑りによる災害	○		○	奈良県	吉野郡	よしのぐん	東吉野村	ひがしよしのむら
平成24年8月24日から同月29日までの間の暴風雨による災害 (台風15号)	○		○	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	大和村	やまとそん
	○		○	沖縄県	国頭郡	くにがみぐん	国頭村	くにがみそん
	○		○	沖縄県	国頭郡	くにがみぐん	大宜味村	おおぎみそん
	○	○	○	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	宇検村	うけんそん
		○	○	高知県	吾川郡	あがわぐん	仁淀川町	によどがわちょう
		○	○	鹿児島県			奄美市	あまみし
		○	○	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	瀬戸内町	せとうちちょう
		○	○	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	徳之島町	とくのしまちょう
		○	○	沖縄県	島尻郡	しまじりぐん	伊平屋村	いへやそん
平成24年9月14日から同月19日までの間の暴風雨及び豪雨による災害 (台風16号)		○	○	岐阜県			大垣市	おおがきし
		○	○	岐阜県	揖斐郡	いびぐん	揖斐川町	いびがわちょう
		○	○	高知県			室戸市	むろとし
		○	○	高知県	吾川郡	あがわぐん	仁淀川町	によどがわちょう
		○	○	高知県	高岡郡	たかおかがん	檜原町	ゆすはらちょう
平成24年9月28日から10月1日までの間の暴風雨による災害 (台風17号)	○		○	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	大和村	やまとそん
	○		○	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	和泊町	わどまりちょう
	○	○	○	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	宇検村	うけんそん
	○	○	○	鹿児島県	大島郡	おおしまぐん	瀬戸内町	せとうちちょう
		○	○	山梨県	南巨摩郡	みなみこまぐん	身延町	みのぶちょう
		○	○	奈良県	山辺郡	やまべぐん	山添村	やまぞえむら
		○	○	奈良県	吉野郡	よしのぐん	野迫川村	のせがわむら
		○	○	和歌山県	西牟婁郡	にしむろぐん	白浜町	しらはまちょう
	○	○	鹿児島県			奄美市	あまみし	

※ 表中の適用措置は、激甚災害法に基づく次の措置である。

- ・法第3,4条…公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- ・法第5条…農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ・法第24条…小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

政令第五十九号

平成十二年から平成二十三年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成十二年から平成二十三年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域に係る災害についての激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成十五年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条の表中「平成二十三年」を「平成二十四年」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

政令第六十号

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

政令第六十一号

平成二十四年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令  
内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二  
条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制  
定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法  
」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に  
掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十三年十二月十五日から平成二十四年三月 三十一日までの間の低温による災害で、青森県三 戸郡三戸町、岩手県八幡平市、岩手郡葛巻町、下	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三 項及び第四項に規定する措置

<p>閉伊郡岩泉町及び二戸郡一戸町、宮城県刈田郡蔵王町及び七ヶ宿町並びに伊具郡丸森町、山形県最上郡金山町、真室川町、大蔵村及び鮭川村並びに福島県大沼郡会津美里町の区域に係るもの</p>	
<p>平成二十四年八月十七日から十一月二十七日までの間の地滑りによる災害で、奈良県吉野郡東吉野村の区域に係るもの</p>	
<p>平成二十三年三月十二日から平成二十四年六月二十九日までの間の地滑りによる災害で、長野県下水内郡栄村の区域に係るもの</p>	<p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成二十三年九月一日から平成二十四年十一月一日までの間の地滑りによる災害で、三重県多気郡大台町の区域に係るもの</p>	

平成二十三年九月一日から平成二十四年十月十五日までの間の地滑りによる災害で、和歌山県東牟婁郡那智勝浦町の区域に係るもの

平成二十四年八月十三日及び同月十四日の豪雨による災害で、京都府宇治市及び綴喜郡宇治田原町並びに奈良県生駒市の区域に係るもの

平成二十四年九月十四日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害で、岐阜県大垣市及び揖斐郡揖斐川町並びに高知県室戸市、吾川郡仁淀川町及び高岡郡禰原町の区域に係るもの

平成二十四年八月二十四日から同月二十九日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの



<p>イ 鹿児島県大島郡大和村並びに沖縄県国頭郡国頭村及び大宜味村</p> <p>ロ 鹿児島県大島郡宇検村</p> <p>ハ 高知県吾川郡仁淀川町、鹿児島県奄美市並びに大島郡瀬戸内町及び徳之島町並びに沖縄県島尻郡伊平屋村</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p> <p>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置</p>
<p>平成二十四年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの</p> <p>イ 鹿児島県大島郡大和村及び和泊町</p> <p>ロ 鹿児島県大島郡宇検村及び瀬戸内町</p>	<p>法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</p> <p>法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置</p>

ハ 山梨県南巨摩郡身延町、奈良県山辺郡山添村  
及び吉野郡野迫川村、和歌山県西牟婁郡白浜町  
並びに鹿児島県奄美市

る措置

法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに  
規定する措置

備考

- 一 この表に掲げる区域は、平成二十四年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。
- 二 平成二十四年九月十四日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十四年台風第十六号によるものをいう。
- 三 平成二十四年八月二十四日から同月二十九日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十四年台風第十五号によるものをいう。
- 四 平成二十四年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、平成二十四年台風第十七号によるものをいう。

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。